

令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業

【事業者募集要項】

(応募受付期間)

令和5年2月7日(火曜日)から2月14日(火曜日)まで

令和5年1月

東京都住宅政策本部

第1 事業の目的

平成30年住宅・土地統計調査によると東京都内の空き家は約81万戸あり、高齢化の進展、人口・世帯数の減少が見込まれる中、今後、相続等による更なる空き家の増加が懸念されます。空き家は、適切な管理がなされなければ老朽化し、地域の居住環境や防災機能などに深刻な影響を及ぼすことから、空き家の有効活用や適正な管理が望まれています。

また、都内には、近い将来空き家になる可能性がある65歳以上の者がいる単身又は夫婦世帯の持ち家も多数存在し、空き家の発生抑制に向けた取組も喫緊の課題となっています。

このような中、東京都は、令和4年3月に「東京都住宅マスタープラン」を改定し、空き家対策の推進による地域の活性化を図るべく、空き家施策における政策指標※を設定しました。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の施行を受け、これまでも区市町村が実態調査を始めとする様々な取組を進めているところです。しかしながら、所有する空き家を今すぐ何とかしなければならぬという認識がある人は少なく、また、そうした意識はあっても、具体的な解決方策を持たず、相談先が分からない人も多くいます。また、空き家を借りて、地域の活性化等のために有効活用したいという人などがいる一方で、こうした空き家活用希望者に対して、条件に合った空き家やその所有者等を紹介できる体制が十分に整備されているとは言えません。こうしたことが空き家の長期化や管理不全の問題などにつながっています。

このため、本事業では、空き家所有者等（令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業補助金交付要綱（令和5年1月25日付4住民画第861号。以下「交付要綱」という。）第4第2項に規定する空き家所有者等。以下この条において同じ。）に対して、空き家に係る普及啓発の取組と空き家所有者等及び空き家活用希望者からの相談に無料で応じるワンストップ相談業務を一体的に実施する民間事業者等を支援し、空き家の利活用等を推進することを目的とします。

※政策指標

○その他空き家の住宅総数に占める割合

2.31%（1999年～2018年の平均値）→これ以上増やさない（2030年）

（その他空き家：一般に管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の空き家）

○空家等対策計画を策定した区市町村の全区市町村に対する割合

62.9%（2020年度末）→100%（2030年度末）

○区市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数

約6,600物件（2015年5月～2021年3月）→15,000物件（2021年～2030年）

第2 事業内容

交付要綱第5及び第6のとおり

第3 東京都との連携

1 東京都は、事業者に対し、次の項目について協力します。

（1）区市町村との連携

普及啓発事業や空き家の公的利用などにおいて区市町村との連携が必要な場合や、空き家の近隣住民からの相談など事業者が相談に対応することが困難な場合について、必要に応じて東京都は区市町村に対し、事業者への協力を促します。

また、東京都は、区市町村に対し、区市町村が相談や実態調査等によって把握した潜在的な相談者に向けて、本事業の相談窓口を利用するよう案内することについて、協力を促します。

(2) 東京都による広報活動

東京都は、次の方法によって本事業に係る広報活動を行います。

ア プレス発表

イ 東京都ホームページへの掲載

ウ 東京都が主催するイベント・セミナー等での本事業のパンフレット等の配布

エ 事業者が主催する空き家イベント・セミナー等の周知

オ 東京都及び区市町村の窓口等での本事業のパンフレット等の配布等

2 事業者は、東京都が実施する空き家に関する施策の情報等を、相談者に提供するなど、東京都の施策に協力するものとします。

第4 補助金の交付

1 第2に掲げた事業内容に係る補助対象経費については、事業者からの申請に基づき、東京都が、交付要綱により、事業者に補助金を交付します。

2 本事業に係る事業経費の補助金の年間限度額は、1事業者当たり、850万円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、内訳は、普及啓発事業の補助対象経費に補助率3分の2を乗じた額、かつ、300万円以下、事業者の相談事例報告書の作成に係る補助対象経費に補助率10分の10を乗じた額、かつ、300万円以下、出張相談・専門家派遣の補助対象経費に10分の10を乗じた額、かつ、100万円以下、空き家の解体費用の負担に係る補助金の交付額（空き家10件までを対象とし、空き家1件につき、当該空き家の解体に係る契約金額（消費税及び地方消費税を除いた額）に2分の1を乗じた額、かつ、100,000円以下）、空き家の家財整理費用の負担に係る補助金の交付額（空き家10件までを対象とし、空き家1件につき、当該空き家の家財整理に係る契約金額（消費税及び地方消費税を除いた額）に2分の1を乗じた額、かつ、50,000円以下）とします。

第5 事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第6 公募スケジュール

1 募集要項等の配布

(1) 令和5年1月30日（月曜日）から

(2) 「東京都住宅政策本部ホームページ」に掲載

2 質問受付期間

令和5年1月30日（月曜日）から同年2月3日（金曜日）午後5時まで

※ 別添様式「質問票」により、メールで受付します。電話及び訪問による質問はお受けできません。

3 応募受付予約期間

令和5年2月3日（金曜日）から同月13日（月曜日）まで

平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 上記期間内に電話で事前に来庁又は郵送する日時（下記応募受付期間内のどこか）を御予約ください。

4 応募受付期間

令和5年2月7日（火曜日）から同月14日（火曜日）まで

平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ 郵送の場合は、2月14日（火曜日）午後5時必着

※ 都庁に応募書類を持参の上、提出される場合の受付時間は平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

提出場所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側

東京都住宅政策本部民間住宅部計画課（空き家施策企画担当）

内線：30-329

5 プレゼンテーション

令和5年2月28日（火曜日）（予定）

6 審査期間

令和5年2月中旬から3月上旬まで（予定）

7 事業者決定

令和5年3月28日（火曜日）（予定）

※ 同日にプレス発表を行う予定です。

8 相談窓口の開設

令和5年4月1日（土曜日）（予定）

第7 応募手続等

1 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。応募資格を満たさない応募者については、応募書類の提出があつた場合でも審査の対象としません。

(1) 不動産業、宅地建物取引業、建物等管理業、信託業等を行う、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法その他法律に基づき設立された民間事業者等であつて、都民からの空き家の利活用等に関連する相談に応じる相談窓口を設置していて、かつ本事業を円滑に行う能力等を有すること。

(2) 本事業の業務に意欲を有し、安定的運営を図れる資力、実績等及び事業期間終了後も継続する意思を有すること。

- (3) 法令等を遵守していること。
- ア 応募する時点において、法令に違反する事実がないこと。
 - イ 法人税、法人事業税、法人住民税等の納期の到来している税に滞納がないこと。
 - ウ 過去に国・都道府県・区市町村等から受けた助成・補助において、不正等の事故を起こしていないこと。
- (4) 応募者については、役員が成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- 2 応募に係る経費の負担
- この応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

第8 応募書類

1 応募書類の種類

応募書類は、次に掲げる書類とします。

- (1) 事業申込書（別紙様式1）
- (2) 事業提案書（別紙様式2-1から2-12まで）
- (3) 法人概要（書式任意）及び法人事業説明パンフレット等
- (4) 法人定款等
- (5) 令和3年度収支決算書（直近のもの）
- (6) 令和4年度収支予算書（直近のもの）
- (7) 次に掲げる納税証明書すべて（応募書類提出の直近の時期で取得できるもので、未納の税額がないことを証明するもの）
 - ・法人税
 - ・法人事業税
 - ・法人住民税（法人都民税）
- (8) 法人の登記事項証明書（提出日前の3か月以内に発行されたもの）
- (9) 誓約書（別紙様式3）

2 提出部数

- (1) 第8の1（1）及び（4）から（9）までの書類
各1部
- (2) 第8の1（2）及び（3）
6部（正本1部・副本5部、副本は正本の写しとして下さい。）

3 その他

- (1) 応募書類は、A4（別紙様式2-12はA3）サイズで横書きとし、フラットファイルにとじて提出してください。
フラットファイルの表紙及び背表紙には、事業者名と正本、副本の別を記載してください。
また、応募書類の電子データを、CD-RやDVD-Rを使用して提出してください。

- (2) 応募書類に虚偽の記載があると明らかになった場合は、審査の対象としません。
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合は、審査の対象としません。
- (4) 提出後の応募書類の差替えは、原則として認めません。
- (5) 提出された応募書類は返却しません。

第9 審査・選定

1 選定方法

提出された事業提案書及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、有識者等による事業者選定委員会において、①事業提案書及びプレゼンテーション並びに②過去2年間における相談事業の成果を審査、評価した上で、補助対象事業者を選定します。

ただし、応募者が多数の場合は、プレゼンテーションを行う応募者として、事業提案書が一定の基準に達した応募者を、事前に選定する場合があります。また、応募者の得点が一定の基準に達した場合であっても、著しく評価の低い項目がある場合は、補助事業者として選定しない場合があります。

なお、事業者選定委員会は非公開とし、審査・選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

① 事業提案書及びプレゼンテーション

事業の理解度、実施体制、活動実績、創意工夫、実現性・事業効果測定方法の妥当性、提案力、解決力などの視点から審査し、評価します。

② 過去2年間における相談事業の成果

選定に係る事業実施年度の前年度及び前々年度の事業における応募者の成果を、令和4年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業補助金交付要綱第6第1項(2)及び令和3年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業補助金交付要綱第6第1項(2)に規定するア～カそれぞれ1件につき下の表に掲げる点数を与えて評価します。ただし、当該年度に選定を受けていない応募者については、選定を受けた全ての事業者の点数の平均点を与えて評価します。

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
素点	1	2	5	10	20	30

2 事業提案書について

「事業提案書」として、次の項目に付き、別紙様式2-1から2-12までの書類を提出していただきます。

なお、事業提案書は、実施可能な事業計画となっているか十分精査の上、御提出ください。

- (1) 表紙（別紙様式2-1）
- (2) 本事業の責任者等（別紙様式2-2）
- (3) 実施方針等（別紙様式2-3）
- (4) 実施体制（別紙様式2-4）
- (5) 活動実績（別紙様式2-5）

- (6) 普及啓発事業の事業計画（別紙様式2-6）
- (7) 空き家相談事業に対する解決策提案（別紙様式2-7）
- (8) 本事業に関する個人情報の取扱い等（別紙様式2-8）
- (9) 本事業に関する経費（別紙様式2-9）
- (10) 専門家及び協力事業者リスト（別紙様式2-10）
- (11) 事業スケジュール及び工程表（別紙様式2-11）
- (12) 事業提案書（概要版）（別紙様式2-12）

3 プレゼンテーションについて

事業提案書のみにより行います。

事業提案書以外の資料、パンフレット等を使用することは認められません。

4 選定結果について

選定結果については、応募者に対して書面で通知します。

第10 その他

- 1 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、セミナーや相談会等、一定規模以上の人数が集合するイベント等の開催に当たっては、東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」や「事業者向け東京都感染症拡大防止ガイドライン」などに従い、開催時期や規模、方法を十分に検討の上、開催する際には感染防止対策を適切に行ってください。
また、出張相談・専門家派遣については、東京都内に所在する空き家の所有者（関係者を含む。）に感染防止対策を適切に行うことを要請した上で、十分な対策がとられていない場合は、派遣しないことができるものとします。
- 2 事業者は、当該年度の末日までに本補助金により実施した全ての事業について、交付要綱に基づく実績報告書を作成し、東京都へ提出する必要があります。
- 3 事業者は、事業実施に当たって、本事業の周知につながるよう、広報活動等において、本事業名称（略称「東京都 空き家ワンストップ相談事業」によっても可。）を使用することとします。
- 4 知事は、事業者が、正当な理由がなく指定する期日までに申請書類を提出しなかった場合には、補助金を交付しないことがあります。
- 5 知事は、事業者が当該決定の日から事業期間終了までの間に著しく社会的信用を損なう等、事業者としてふさわしくないと認められる場合には、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 6 知事は、本事業において事業者が協力体制を組んだ専門家及び協力事業者が、当該決定の日から事業期間終了までの間に著しく社会的信用を損なう等の問題があると認められる場合には、一切の責任を事業者が負うこととし、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 7 知事は、事業者決定後に応募書類に虚偽があることが明らかになった場合には、事業者の決定を取り消すことがあります。
- 8 事業者は、事業者決定後に応募書類に記載した計画に変更がある場合には、東京都と協議の上、変更することとします。双方の合意がなく変更した場合には、東京都は事業者の決定を取り消すことがあります。
- 9 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、東京都は、応募者の公表等必要な場合に

は、応募書類の内容を無償で使用できることとします。

- 10 本事業において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く報告書の所有権及び著作権は、東京都に帰属します。
- 11 事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、本事業終了後も同様とします。
- 12 事業者は、本事業において得られた個人情報について、関係書類・データの管理保管を徹底し、適正に取り扱うようにしてください。

附 則

この要項は、令和5年1月25日から施行する。ただし、本事業は、令和5年度予算が令和5年3月31日までに成立した場合において、同年4月1日から行うものとする。

問合せ先 東京都住宅政策本部民間住宅部計画課（空き家施策企画担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側

電 話：03-5320-5148

メール：S1090501@section.metro.tokyo.jp